

議 第 六 号

仙台中小企業振興基本条例制定委員会設置条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十二年六月八日

提 出 者

議 員

福 島

か ず え

”

花 木

則 彰

”

嗟 峨

サ ダ 子

”

ふ な や ま

由 美

”

す げ の

直 子

賛 成 者

議 員

高 見

の り 子

仙 台 市 議 会 議 長  
野 田 讓 様

## 仙台市中小企業振興基本条例制定委員会設置条例

### (設置)

第一条 仙台市の中小企業の振興施策に関し基本となる事項を定める条例(以下「中小企業振興基本条例」という。)の制定に向けて、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げる人で本市に事務所又は事業所を有する人をいう。以下同じ。)、市民等の意見を反映させるため、仙台市中小企業振興基本条例制定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 中小企業の振興に関し基本となる理念及び施策についての検討
- 二 市、中小企業者、市民等の中小企業の振興に関する役割についての検討
- 三 前二号に掲げるもののほか、中小企業振興基本条例の案の検討に関し必要な事項(組織等)

第三条 委員会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる人のうちから市長が依頼する。

- 一 中小企業者等(中小企業者及び商工会等中小企業を支援する組織をいう。)の關係者

二 本市に事務所又は事業所を有する金融機關の關係者

三 行政機關の關係者

四 公募により選出する五人以内の市民

五 その他市長が適当と認める人

3 委員は、中小企業振興基本条例が制定されたときに、その任を終えるものとする。(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第五条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の会議は、原則として公開とする。

### (部会)

第六条 委員会は、専門の事項を調査するために必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び委員会において選出し委員長が依頼する人(以下「部会委員」という。)をもって組織する。

3 部会委員は、部会における調査が終了したときに、その任を終えるものとする。  
(秘密を守る義務)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

仙台市の中小企業の振興施策に関し基本となる事項を定める条例の制定に向けて、中小企業者、市民等の意見を反映させるため、仙台市中小企業振興基本条例制定委員会を設置するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。